

大規模災害に対する 消防庁の取組

消防庁国民保護・防災部防災課

我が国の消防体制

(H18.4.1現在)

= 市町村消防の原則 =

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

- 消防組織法第6条 -

消防本部 (常備消防機関)

消防本部数	811本部
消防署	1,706署
消防職員数	156,758人 (常勤一般職の公務員)
消防機械保有数(台)	30,784
消防ポンプ車	7,919
はしご消防車	1,285
化学消防車	1,037
救助工作車	1,207
救急自動車	5,758
消防艇	50
消防ヘリコプター	28
その他の車両等	13,500

消防団 (非常備消防機関)

消防団数	2,548団
分団数	24,946分団
消防団員数	900,007人 (非常勤特別職の公務員)
消防機械保有数	70,507
消防ポンプ車	14,929
はしご消防車	1
化学消防車	4
救助工作車	-
救急自動車	-
消防艇	5
消防ヘリコプター	-
その他の車両等	55,568



自治体（市町村）消防の原則

市町村消防の原則

（昭和22年12月23日消防組織法公布・昭和23年3月7日同法施行）

- ・市町村はその区域の消防責任を十分に果たす責任（法第6条）
- ・市町村の消防は市町村長がこれを管理（法第7条）
- ・消防に要する経費は市町村が負担（法第8条）

< 参 考 > 自治体警察と国家地方警察

昭和22年12月17日警察法公布、同23年3月7日施行

- ・日本国憲法の本質に則って警察の民主化。
- ・中央政府から独立した自治体（市町村）警察を設置、国家地方警察との二本立てとした。

この市町村警察は、市および人口5,000人以上の市街地町村に設け、市町村は自己の負担でその区域内における治安を維持し、法律の執行および秩序を保ち、その機関として市町村長の所管下に公安委員会を置きその任に当たった。

昭和29年6月8日改正警察法公布、同7月1日施行

- ・国家地方警察と自治体警察を都道府県警察に一元化

戦後の我が国における警察は、昭和23年の警察制度の改革により、国家地方警察と市町村自治体警察の二本立てとなったが、昭和29年に警察法が全面的に改正され、現行の都道府県警察に一元化。

国の警察機関として、内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会（委員長は国務大臣。委員は5名）が置かれ、国家公安委員会の管理の下に警察庁（長は警察庁長官）が設けられている。警察庁には、その附属機関として皇宮警察本部、警察大学校、科学警察研究所があるほか、地方機関として7つの管区警察局が置かれている。

単独の市町村消防力では対応が困難な

大規模・特殊災害等への対応

消防の相互応援協定

大規模な災害や特殊な災害で単独の市町村消防では適切な対応が困難な場合に備えて、消防機関の相互応援に関してあらかじめ協定を締結
(18.4.1現在)

- ・ 同一都道府県内の市町村間の相互応援協定数 1,940
- ・ 異なる都道府県の市町村間の相互応援協定数 558
- ・ 都道府県間の相互応援協定 47



消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

消防組織法改正

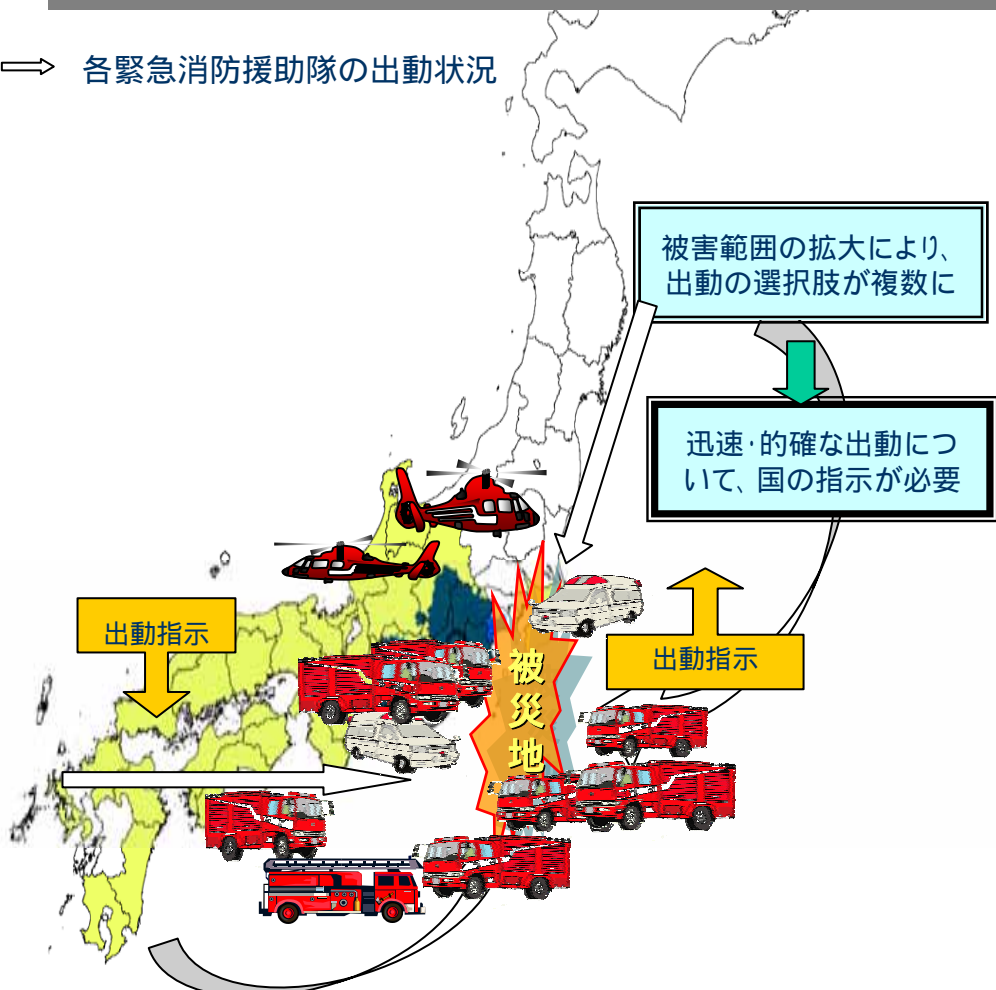
平成15年6月18日公布

平成16年4月1日施行

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置づけ		要綱	消防組織法
編成、装備基準基本的な出動計画		要綱	総務大臣が策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	措置の求め 指示 (東海地震等大規模災害、特殊な災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (活動による増加経費・新規の経費は国負担)
	施設及び設備	奨励的補助金 (補助率 原則 1/3)	義務的補助金 (補助率 政令で定める)
	国有財産物品貸付	有償貸付等	無償貸付ができる

緊急消防援助隊の登録状況(19.4.1現在)
3,751隊(約44千人規模)

⇒ 各緊急消防援助隊の出動状況



地震災害を除く自然災害発生時の概要

応急体制	一次	二次	三次
設置基準例	<p>【林野火災】 焼損面積が50ha以上の死傷者を伴う場合</p> <p>【風水害等】 死者・行方不明者が5人(発生のおそれを含む)以上で、 「大型」又は「強い」以上の台風が上陸し、又は上陸すると予想され、広域の都道府県にわたって暴風警報等が発表 集中豪雨等異常な自然現象が発生</p>	<p>【林野火災】 焼損面積が300ha以上の死傷者を伴う場合、社会的影響度が高い場合等</p> <p>【風水害等】 台風により複数の都道府県にわたり相当程度の被害が発生するおそれがある場合、集中豪雨等による相当程度の被害が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合 等</p>	<p>【林野火災、風水害、火山災害及びその他自然災害】 災害対策基本法に基づく災害緊急事態の布告があった場合 社会的影響度を勘案し、長官が特に必要と認める場合等</p>
対策本部等 <small>(災害担当課室長判断)</small>	災害対策室 (応急対策室長(災害担当課室長)が認めるとき設置)	災害対策本部(次長)	災害対策本部(長官)
参集要領	応急対策室の当番者	応急対策室 その他担当課室当番者	全職員

大規模災害等発生時における消防庁の取組



総理官邸：危機管理センター



派遣：情報収集・連絡調整



消防庁災害対策本部設置



消防防災危機管理センターにおける情報収集

消防庁先遣隊を被災地へ派遣



緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊派遣調整



被災地県に設けた緊急消防援助隊調整本部
(県庁での消防庁先遣隊による連絡調整)

緊急消防援助隊の派遣スキーム



大規模災害への備え

区 域	消防職団員数 (H18.4.1)		緊急消防援助隊登録数 (H19.4.1)		ヘリコプター (H19.4.1)	
	消防職員	消防団員	計	水難部隊	都道府県	消防機関
関東地方	53,045	138,014	1,006	10	5	12
全 国	156,758	900,007	3,751	32	42	28

区 域	舟 艇 (H18.10.1)					水中探査装置 (H18.4.1)
	アルミボート	F R P ボート	ゴムボート	(その他)	合計	
関東地方	361	103	526	12	1,002	14
全 国	871	411	1,905	58	3,245	42

緊急消防援助隊の出動計画

災害発生都県	第一次出動都道府県隊				
茨城	福島	茨城	埼玉	千葉	
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉	
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野	
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京	
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川	
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨	
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡	



水中探査装置

水没した行方不明者の水中
捜索現場で、水中誘導可能
な広角レンズ付の水中を探
査する装置

緊急消防援助隊の派遣

地上部隊数及び出動人数
累計150隊 614名 ボート80
航空部隊
9隊65人
救助・救急人員453名
(航空部隊203名、陸上部隊205名)



福井豪雨

(平成16年7月18日発生)

死者・行方不明者 5人 負傷者 4人
床上浸水4,052棟 床下浸水9,674棟



京都府隊

新潟・福島豪雨

(平成16年7月13日発生)

死者・行方不明者16人 負傷者3人
床上浸水2,149棟 床下浸水6,208棟



東京都隊

地上部隊数及び出動人数
累計162隊 622名 ボート66
航空部隊
9機、71名
1,855名救出(うち航空隊によるもの
が92名)、33名救急搬送

緊急消防援助隊の計画的増強の推進

広域緊急体制の充実強化を図るため法定化された、緊急消防援助隊を、的確かつ迅速に出動可能とし、被災地の消防の応援を行う体制を構築するため、緊急消防援助隊の編成・施設の整備を増強充実していく。

【平成19年4月1日現在の登録部隊数】

計 3,751隊
(44,000人規模)

【平成20年度までの登録目標を4,000隊規模に】

計 概ね4,000隊
(45,000人規模)

特別高度救助隊及び高度救助隊の全国展開(平成18年4月創設)

救助活動の重要性が改めて認識されたところであり、高度な**特別高度救助隊**救助技術と資機材等を兼ね備えた等を全国に展開し、国民の安心と安全を確保していく。

高度救助隊は、画像探査機・型、熱画像直視装置、水中探査装置などの高度救助資機材等を備えた救助部隊で、**中核市(51本部)**などに整備していく。

特別高度救助隊: 高度救助隊が備える資機材に加え、NBC災害対応車両とウォーターカッター、大型プロアーといった特殊な資機材を備えた救助部隊で、**東京都と政令市(16本部)**に整備していく。



ウォーターカッター



大型プロアー

豪雨災害に対する防災対策の課題

8/26 ~ 27 関係省庁合同調査団が新潟県を現地調査 } 消防庁、内閣府、
8/27 " 福井県 " } 国土交通省、気象庁

現地調査で把握した課題

首長の防災意識によって市町村の防災対応力に大きな差が生じる。
避難勧告等の基準が明確とは言えない。

空振りをおそれない避難勧告等の迅速な意思決定が必要。

市町村には、大量かつ多様な防災情報が伝達されているが、重要な情報が埋没するケースもある。(情報が災害現象の異常性や事態の重大性・切迫性と直結していない場合がある。)

災害時要援護者への対応において防災部局と福祉部局との連携・情報共有が不十分。
防災行政無線の整備とともに、これを補完する多様な情報提供手段が必要。

指定した避難場所が必ずしも水害にとって望ましいものとなっていない場合がある。

被災により役場機能を喪失した際の対応の検討が必要。

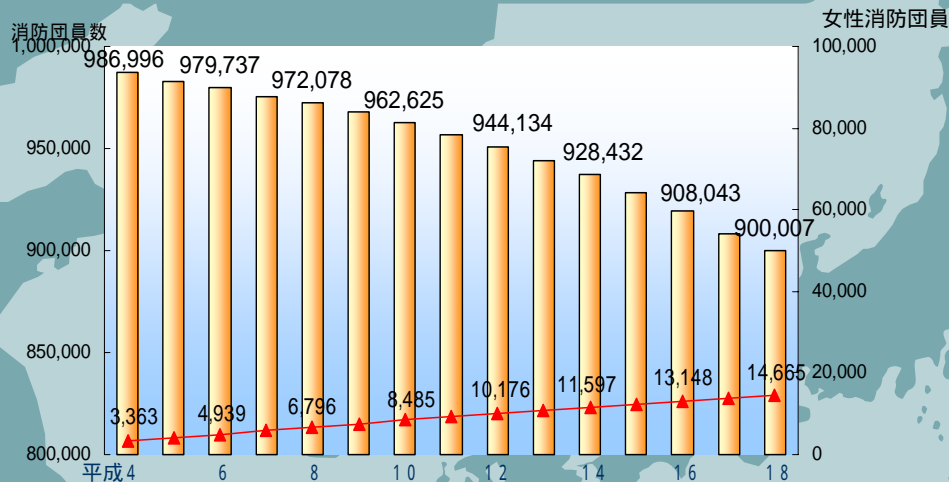
地震を対象とした訓練が中心であり風水害を想定した訓練の充実が必要。

山間部が多い場合などは、発災直後の空からの映像等が必要。 等

消防団・消防団員の確保

消防団員数の数値目標

全国の総消防団員数を 100万人以上
うち女性消防団員数を 10万人以上



(1) 機能別団員・機能別分団

① 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

- ・ 特性や専門性を活かし、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度
- ・ 消防職員・団員OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能

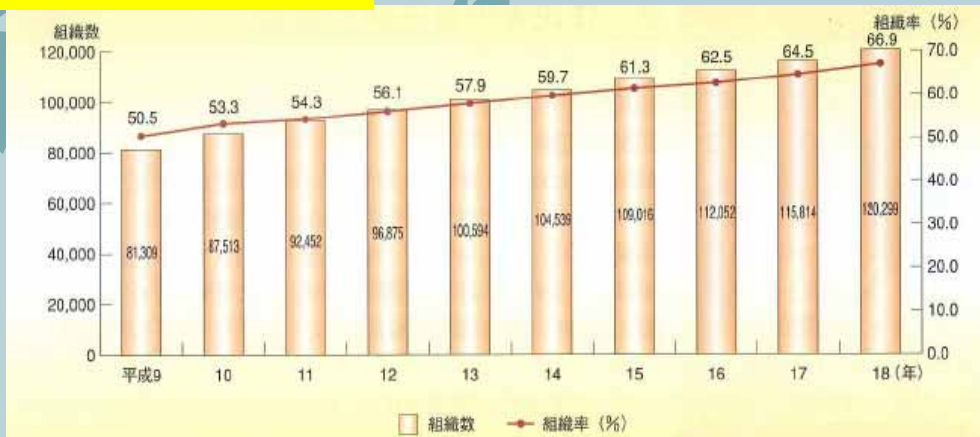
② 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

- ・ 特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度
- ・ 大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団の設置や事業所単位の分団の設置が容易

「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク



自主防災組織の充実



地域安心安全ステーション事業の全国展開

自主防災組織を核に地域の様々な団体が広域に連携した防災・防犯活動を行うことにより地域の防災力を向上させることを目的とした取組。